

公私連携型保育所つみき保育園の運営等に係る協定の締結について

このことについて、別添のとおり社会福祉法人やまぶき会と令和4年1月17日に協定を締結しましたので、お知らせします。



## 公私連携型保育所つみき保育園の運営等に係る協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人やまぶき会（以下「乙」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所の設置及び運営等に関し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が法第56条の8第1項に規定する法人（以下「公私連携保育法人」という。）として乙を指定するに当たり、公私連携型保育所の設置及び運営等に関し、甲が乙に必要な土地、建物、物品、工作物及び立木（以下「土地等」という。）の使用、譲渡その他の協力を行い、保育所の運営を継続的かつ安定的に行う上で必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第2条 本協定の目的となる公私連携型保育所（以下「園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 つみき保育園
- (2) 所在地 武蔵村山市学園三丁目12番地の1  
（開設年月日）

第3条 園の開設年月日は、令和4年4月1日とする。

（運営管理の原則）

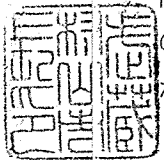
第4条 甲及び乙は、信義を重んじ、本協定の条項のほか関係法令を遵守するとともに、常に入所児童の最善の利益を考慮し、連携してその健全な心身の発達と福祉の増進に努めるものとする。

2 乙は、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日付子保発第0330第2号）に留意し、園の適正な運営と常に善良なる管理者の注意をもって土地等の適切な維持管理に努めるものとする。

（保育等に関する基本的事項）

第5条 乙は、本協定及び関係法令等に従い、甲と連携しながら、次の各号に掲げる保育その他の事業（以下「保育等」という。）を実施する。

- (1) 生後43日目から小学校就学前までの乳幼児の保育の実施
- (2) 保育及び子育てに関する情報の提供、相談及び助言
- (3) 延長保育事業の実施
- (4) 一時預かり事業の実施
- (5) 障害児の受入れ
- (6) 地域との交流
- (7) 土地等の維持管理業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、園の運営及び保育等の実施に関する業務で甲及び乙が必要と認めるもの



2 甲及び乙は、園の運営及び保育等の適正かつ円滑な実施を図るため、連絡調整会議を開催する。

(定員)

第6条 園の定員は146人とし、内訳は次のとおりとする。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
14人	24人	24人	25人	29人	30人

2 乙は、定員を変更しようとする場合は、あらかじめ、その変更の日の6か月前までにその旨を甲に申し入れるものとする。

3 平成10年2月13日付厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、定員を超えて入所させる場合、事前に甲と乙が協議する。

(職員配置)

第7条 乙は、関係法令等に従い、保育士等を適切に配置する。

(開所日等)

第8条 開所日、開所時間及び保育時間等は、次に定めるとおりとする。

(1) 開所日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで)は除くものとする。

(2) 開所時間 平日 午前7時から午後6時まで

土曜日 午前7時から午後4時まで

(3) 保育時間

ア 保育標準時間認定 午前7時から午後6時まで

イ 保育短時間認定 午前8時30分から午後4時30分まで

(4) 延長保育事業

ア 対象者 園に在籍している児童のうち生後43日目から小学校就学前までの乳幼児

イ 実施日 月曜日から土曜日まで(休園日を除く。)

ウ 実施時間 保育標準時間認定 午後6時から午後8時まで

保育短時間認定 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後8時まで

エ 利用料金 利用料金は乙が別に定め、利用者から徴収する。

(5) 一時預かり事業

ア 対象者 市内に住所を有する生後43日目から小学校就学前までの乳幼児

イ 実施日 月曜日から金曜日まで(休園日を除く。)

ウ 実施時間 午前9時から午後5時まで

エ 定員 4人以内

オ 利用期間 休園日を除き、連続して7日以内で、1月につき15日以内

カ 利用料金 利用料金は乙が別に定め、利用者から徴収する。

2 乙は、前項第2号から第5号までの内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、その変更の日の3か月前までにその旨を甲に申し入れるものとする。

(土地等の貸付け、譲渡等に関する基本的事項)

第9条 甲は、園の運営及び保育等の実施に必要な土地等については、次のとおり取り扱う。

(1) 建物は、別に締結する譲渡契約に基づき乙に無償で譲渡することとし、老朽化等により施設を建て替える必要が生じた場合には、乙は甲にあらかじめ書面をもって報告し協議することとする。

(2) 土地は、別に締結する使用貸借契約に基づき、乙に無償で貸し付ける。

(3) 物品、工作物及び立木は、別に締結する譲渡契約に基づき乙に一式を無償で譲渡する。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間とする。

2 本協定期間満了の場合、甲乙いずれかから、期間満了の1年前までに終了の意思表示がない限り、期間を延長することとする。延長する期間については、甲乙協議の上、決定する。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく本協定に定める事項を履行していないと認めるときは、乙に対し勧告することができる。また、乙が当該勧告に従わない場合は、公私連携保育法人としての指定を取り消すことができるものとする。

(事業計画書等の提出等)

第12条 甲は、園の適切な運営を確保するため、乙に対し毎年度、年度開始前に事業計画書及び収支予算書の提出を求め、年度終了後には事業実績報告書及び収支決算書の提出を求めるものとする。

2 甲は、園の適切な運営を確保するため、必要があると認めるときは、乙に必要な報告を求め、又は施設に立ち入り、設備等、帳簿書類その他の物件を検査することができるものとする。

(禁止事項)

第13条 乙は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本協定から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。

(2) 保育等を第三者に委託し、又は請け負わせること(あらかじめ甲の承認を得て保育等又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く。)

(3) 甲の承認を得ずに、園を保育等以外の用途に供すること。

(4) 甲の承認を得ずに、園の土地の形状又は形質を変更すること。

(5) 園の建物を転貸すること。

(6) 甲の承認を得ずに、園の土地に建築物を建築し、又は工作物を設置すること。

(7) 前各号に定める行為のほか、本協定に関し重大な背信となると認められる行為を行うこと。

(保険への加入)

第14条 乙は、自らの責任と負担により、園の運営及び保育等の実施に当たって甲又は第三者に与え得る損害に対して、十分な額の損害保険を付保しなければならない。

(協定の変更)

第15条 甲及び乙は、本協定について、内容を変更する必要があるときは、相手方と協議の上、変更することができるものとする。

(協議)

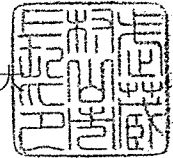
第16条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。



令和4年1月17日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1  
武蔵村山市  
代表者 武蔵村山市長 山崎 泰 大



乙 東京都西多摩郡檜原村357番地  
社会福祉法人やまぶき会  
代表者 理事長 降幡 智 子

